

「中央新幹線南アルプストンネル新設（長野工区）工事（南アルプストンネル（長野）・小渋川変電所敷地造成）」に係る報告書に対する助言をＪＲ東海に通知しました

リニア中央新幹線に係る報告書に対する県の助言を、令和7年5月29日付けて東海旅客鉄道株式会社（ＪＲ東海）に通知しました。

報告書の概要

事業者	東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 丹羽俊介
報告書の名称	中央新幹線南アルプストンネル新設（長野工区）工事における環境保全について（南アルプストンネル（長野）・小渋川変電所敷地造成）
工事概要	トンネル掘削工、変電所造成工等（大鹿村）

※報告書については、ＪＲ東海のホームページにおいてご覧いただけます。

<https://company.jr-central.co.jp/chuoshinkansen/efforts/nagano/plan.html>

県の助言の内容

別紙のとおり

【参 考】

○報告書とは

ＪＲ東海が、リニア中央新幹線建設工事に係る具体的な工事計画に基づき環境保全措置を具体化したもので、その概要を工事説明会で地元の皆様に対して説明したのち、関係自治体に送付、公表されます。

今回の報告書は、中央新幹線南アルプストンネル新設（長野工区）工事（南アルプストンネル（長野）・小渋川変電所敷地造成）における環境保全について取りまとめられたものです。

なお、中央新幹線南アルプストンネル新設（長野工区）工事（南アルプストンネル（長野）・小渋川変電所敷地造成）のうち、トンネル掘削工等についての環境保全の計画は、平成28年10月に公表され、県の助言への対応方針が示されています。

○県の助言とは

報告書に対して、事業の実施に伴う環境への影響が最大限回避・低減されるよう、環境影響評価技術委員会・地元自治体からの意見聴取及び住民等の意見募集を実施した上で、環境保全の見地から助言を行うものです。



くらしの足元、ふと見つめ直す。
そこからはじまる暮らしの
ゼロカーボンシフト「くらしふと」

くらしふと信州

WEB サイトはこちら



（問合せ先）

担当 環境政策課環境審査係 塩入、中村

電話 026-235-7163（直通）

026-232-0111（代表）内線 2781

FAX 026-235-7491

e-mail kankyo@pref.nagano.lg.jp

「中央新幹線南アルプストンネル新設（長野工区）工事における環境保全について（南アルプストンネル（長野）・小渋川変電所敷地造成）」に対する助言

1 全般

- (1) 工事の実施及び工事用車両の運行に当たっては、「中央新幹線南アルプストンネル新設（長野工区）工事における環境保全について（南アルプストンネル（長野）・小渋川変電所敷地造成）」（以下「環境保全計画書」という。）に記載した環境保全措置を確実に実施するとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を検討し、地域住民の生活環境及び自然環境への影響を回避又は最大限低減するよう努めること。
- (2) 要対策土の使用に当たっては、生活環境への影響等を懸念する意見が寄せられているため、地域住民等に対し丁寧に説明するとともに、環境の保全に関する要望があった場合には、適切な対応に努めること。
- (3) 小渋川変電所の敷地造成において、トンネル工事で発生した要対策土を擁壁の内部材として使用するに至った検討経過について、評価書及び更新前の環境保全計画書に対する助言への対応方針に記載した要対策土の処理処分に係る内容を含めて、環境保全計画書に記載すること。
- (4) 発生土仮置き場C、Dの利用計画の中止について、環境保全の見地からの理由を環境保全計画書に記載すること。また、計画の変更に伴い新たに生じる又は増加するおそれのある環境影響の有無についても明記すること。

2 水環境、土壤汚染

- (1) 擁壁から自然由来の重金属等が漏出していないことを確認するための地下水の水質のモニタリングについては、集水桝近傍に河川水が混和しないよう考慮した調査地点を設けるよう検討すること。
- (2) 要対策土の使用に係る河川水や地下水の水質の調査結果が環境基準に適合しない場合や、基準に適合する結果であっても要対策土の使用に起因した環境影響が確認された場合は、関係機関に直ちに連絡の上、早急な原因の究明と必要な対策を講じること。また、異常時の具体的な対応フローを環境保全計画書に追記すること。
- (3) 工事排水の放流に当たっては、漁業権者である下伊那漁業協同組合及び天竜川漁業協同組合、河川管理者等の関係機関と十分協議を行い、周辺に生息する魚類等に影響を及ぼさないよう必要な対策を講じること。
- (4) 試験施工におけるタンクリーチング試験は締固め実施後の試験であることを環境保全計画書に追記するとともに、試験結果をグラフで示すこと。また、試験は今後も長期的に継続して実施すること。
- (5) 不溶化処理効果の持続性確認のための屋外曝露試験結果は、締固め実施前の試験であることや、凍結融解の現象についての説明を環境保全計画書に追記すること。

3 動物

今後、希少猛禽類の環境保全措置として、代替巣の設置位置の変更等を行う場合は、現在の代替巣を残し、巣の周辺に代替巣の数を増やすことを検討すること。

4 その他

工事用車両の運行に当たっては、歩行者、一般車両等の安全確保や渋滞対策について、関係機関、地域住民等と協議や調整を十分に行い、必要な対策を講じること。